

●現行の政務活動費(年額)

(単位:円)

	松江市	浜田市	出雲市	益田市	大田市	安来市	江津市	雲南市
議員	300,000	240,000		120,000	120,000	240,000	120,000	180,000
会派 (1人当たり)	180,000		450,000					
	会派:2人以上		会派:1人以上					
直近の改正年月日	平成25年10月1日	令和6年4月1日	平成19年4月1日	平成28年4月1日	平成20年4月1日	令和7年4月1日	平成30年3月20日	改正なし

●改正前の政務活動費(年額)

(単位:円)

	松江市	浜田市	出雲市	益田市	大田市	安来市	江津市	雲南市
議員	300,000	100,000		100,000	100,000		30,000	改正なし
会派 (1人当たり)	0		400,000			240,000		
	会派:2人以上		会派:1人以上			会派:1人以上		

①H21. 3. 19政務調査費条例改正
会派交付を議員個人交付に改め、支給額を年42万円から年30万円に減額する改正
②H25. 10. 1政務活動費条例改正
議員個人交付の年30万円に加え、会派に所属議員1人あたり年18万円を交付する改正

政務活動費とは別に支給していた議員個人研修費と統合し、年額120,000円とする改正を行った。
(従前は政務活動費3万円、議員個人研修費8万円)